

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

7月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	工業用水道 海岸通3丁目(日和橋添架管)200mm配水管漏水修繕工事	土木工事	港区海岸通3丁目	大成機工(株) 代表取締役社長 鈴木 仁	¥10,009,440	平成30年7月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K8	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

工業用水道 海岸通 3 丁目(日和橋添架管)200mm 配水管漏水修繕工事

## 2 契約の相手方

大成機工株式会社

## 3 随意契約理由

本工事は、港区海岸通 3 丁目 5 番の三十間堀川に架かる、工業用水道日和橋添架管 200mm 配水管の漏水修繕工事を行うものです。

平成 30 年 6 月 12 日に起こった今回の漏水は、通報に基づく現地調査によって、日和橋下コンクリート製護岸内からの出水を確認し、漏水量が多量なため緊急断水を必要としました。断水によって下流域の需要家 2 社に対して、工業用水の供給が途絶えることになり、現在、先方には、残留塩素を含む等水質が異なる上水の供給を強いているところです。

6 月 19 日に漏水箇所特定のため橋台の道路側を掘削し管内カメラ調査を行う予定でしたが前日の 18 日に大阪北部地震が発生したため、6 月 26 日に変更し調査を行いました。水道管の配管形状から当初予定の調査範囲を確認できなかったため、再度、7 月 19 日に調査を行いました。

その結果、コンクリート製護岸内での漏水が確認され、修繕にあたり護岸を取り壊す必要がありますが、護岸の構造上、早急に取り壊すことができないため、管内面の更生を行う工法にて修繕することとなりました。

当該管路は港区沿岸部の工水需要をまかなっていますが、配水管網上 1 ルートのみで供給しているため、断水に伴うバックアップ管路がない状況にあります。

よって、できる限り早急な復旧を行う必要があります、長期化することにより操業への影響も懸念されます。また、上水による応援は、供給単価の面から当局にも損害があることから、一刻も早く復旧する必要があります。

これらの状況から、修繕工事の実施には期間を設けて入札に付すいとまはなく、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱（昭和 39 年 9 月 28 日局長決）」の「1(1)鉄管破裂、漏水事故その他給水の確保のため必要とするもの」に該当すると判断し、急施工事として施行します。

本工事の業者選定については、修繕工法の特殊性からコリンズ（工事实績情報システム）より、①竣工登録実績、②発注者が官公庁、③件名または概要にシールホースで検索した結果、本市の競争入札参加資格を有しているのは 2 者が該当しましたが、うち 1 者（芦森エンジニアリング(株)）は入札参加停止期間中であるため、残りの 1 者へ聞き取りを行った結果、施工可能との回答を得ました。

このことから、本工事の目的である迅速な修繕工事を実現できるのは、上記業者が唯一となります。

よって、上記業者と契約を締結します。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

## 5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号 06-6616-5574）